

制定	平成20年3月	3日
改正	平成21年6月19日	
改正	平成22年3月24日	
改正	平成24年6月	6日
改正	平成28年4月	1日
改正	平成29年4月	1日
改正	令和2年4月	1日
改正	令和3年4月	1日

京都市広告景観づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の広告景観の向上に寄与する京都にふさわしい屋外広告物を設置する者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置 京都にふさわしい屋外広告物の表示等をいい、当該屋外広告物の製作を含む。
- (2) 設置者 京都にふさわしい屋外広告物の所有者、管理者、占有者（その一部を占有する者を含む。）又はこれらの者の同意を得た者で、京都にふさわしい屋外広告物の設置を行うものをいう。
- (3) 統一看板等 商店街などの団体に属する5以上の構成員が参加して設置する統一看板又は共同看板をいう。
- (4) 企画等 統一看板等に係る企画、立案等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(補助対象広告物)

第3条 補助金の交付の対象となる京都にふさわしい屋外広告物（以下「補助対象広告物」という。）は、本市の区域内に設置するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商店街等における統一感並びに良質な景観を演出する統一看板等
 - (2) 当該地域の風情又は看板を設置する建築物等のデザインと調和し、あるいは当該地域及び当該建築物等の良好な景観の向上に資するもので、質の高い情報発信能力を有する屋外広告物
 - (3) その他、別に定める屋外広告物
- 2 補助対象広告物及び補助対象広告物を設置する建築物等に設置されているその他の屋外広告物は、屋外広告物に関する関係法令等を遵守しているものでなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、過去に本補助金の交付を受けて設置した屋外広告物の改修又は付替えについては、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象広告物の設置者とする。ただし、補助対象広告物が統一看板等である場合は、商店街などの団体の代表者とする。

(補助対象費用)

- 第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象広告物の設置に要する費用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、統一看板等の補助対象費用は、企画等に要する費用を含む。ただし、当該企画等において統一看板等が設置された場合に限る。
 - 3 前2項の補助対象費用には、消費税及び地方消費税相当額は含まない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める内容に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 企画等に要する費用の額 別に定める基準により算定した額に2分の1を乗じて得た額と500,000円のいずれか低い額
 - (2) 設置に要する費用の額 別に定める基準により算定した額に、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額と500,000円のいずれか低い額。ただし、同表左欄に掲げる「伝統的な様式のもの又はのれん又はちょうちんで、定着する建築物等と不調和でないもの」のうちのれんについては1枚につき80,000円を、同じくちょうちんについては1個につき60,000円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、1の年度において1補助対象者につき前項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。ただし、補助対象者が補助対象広告物を設置した区画内において行う他の補助対象広告物（統一看板等を除く。）の追加設置に要する費用の額について補助金を申請する場合は、この限りでない。その場合において、1の年度の補助金額を合計した額の上限額は500,000円とする。

(交付の申請)

第7条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、企画等に要する費用の額に対する補助金にあつては、企画等を開始する前まで、設置に要する費用の額に対する補助金にあつては、補助対象広告物の設置を開始する前までとする。ただし、企画等を開始する日又は補助対象広告物の設置を開始する日は、条例第12条第1項の規定による通知を受けた日以後でなければならない。

2 条例第9条に規定する申請書の様式は、第1号様式とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 積算書
- (2) 別に定める設計図書
- (3) 屋外広告物許可通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に、条例第10条各項の決定を行うものとする。

2 条例第12条各項の規定による通知は、第2号様式をもって行うものとする。

(申請内容の変更、中止等)

第9条 補助事業者等は、条例第12条第1項の規定による通知を受けた後、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書(第3号様式)に第7条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に関わる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに、広告景観づくり補助金交付決定変更通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 補助事業者等は、前条第2項又は前項の規定による通知を受けた後、申請した行為を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止・廃止承認申請書(第5号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 条例第18条第1項に規定する報告書は、補助事業等の完了の日から起算して15日を経過した日、又は補助事業等の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する報告書の様式は、第6号様式とする。

3 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置完了写真
- (2) 納品のわかるもの、請求書及び領収書

- (3) 第6条第1項第1号に規定する費用においては別に定める書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の決定)

第11条 市長は、条例第18条第1項に規定する実績報告が到達してから14日以内に、条例第19条の決定を行うものとする。

2 条例第19条に規定する通知は、広告景観づくり補助金交付額決定通知書（第7号様式）によって行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、前条第2項の規定による通知を受けた日から30日以内に、京都市会計規則に定める請求書に別に定める書類を添えて行わなければならない。

(京都市美観風致審議会広告物専門小委員会への報告)

第13条 市長は、補助事業等が完了したときは、その旨を京都市美観風致審議会広告物専門小委員会に報告するものとする。

(補助事業者等及び補助対象広告物関係者の義務)

第14条 補助事業者等、補助対象広告物の所有者、管理者及び占有者（その一部を占有する者を含む。）は、設置が完了した後においても、補助対象広告物が良好な状態を保つよう適正に維持管理しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		補助の割合
伝統的な様式ののれん又はちょうちんで、定着する建築物等と不調和でないもの	伝統的な技術・技法を用いて、京都市内で企画、製造（素材の製造を除く。）されるもので、別に定める要件を満たすもの	3分の2
優良デザイン屋外広告物	伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区又は歴史遺産型第1種地域若しくは歴史遺産型第2種地域に設置するもの	3分の2
	その他の地域に設置するもの	2分の1

第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者職氏名）
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
屋外広告物の設置場所	京都市 区
屋外広告物規制区域	
設置の目的及び内容	
製作等の着手予定日	年 月 日
設置予定日	年 月 日

補助対象屋外広告物	広告物数	補助率	費用の予定額 (税抜き額)	補助金の交付予定額 (小数点以下切り捨て)
優良デザイン 屋外広告物		/	円	円
のれん		2/3	円	円 (1個当たり上限8万円)
ちょうちん			円	円 (1個当たり上限6万円)
			合計	円 (上限50万円)

注 この申請書には、積算書、設置に係る設計図書、屋外広告物許可通知書、その他市長が必要と認める図書を添付してください。

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

広告景観づくり補助金交付（不交付）決定通知書

広告景観づくり補助金を、下記のとおり交付すること（しないこと）を決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項（第12条第2項）の規定により通知します。

なお、本事業の成果である物件については、この補助金の目的に沿って、適正に管理してください。

記

行為地の所在及び地番	
行為の内容	
補助金交付予定額	金 円

(付記)

- ・ 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ・ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ・ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(教示)

裏面のとおり

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第9条関係）

変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者職氏名）
	電話 ー

京都市広告景観づくり補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金の交付申請内容の変更の承認を申請します。

名 称	
屋外広告物の設置場所	京都市 区
交付決定日及び通知番号	年 月 日 号
交 付 予 定 額	円
変更後の交付申請額	円
差 引 増 減 額	円
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

広告景観づくり補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請があった広告景観づくり補助金に係る申請内容の変更について、下記のとおり承認したので、京都市広告景観づくり補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

なお、本事業の成果である物件については、この補助金の目的に沿って、適正に管理してください。

記

行為地の所在及び地番	
行為の内容	
補助金交付予定額	金 円

(付記)

- ・ 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ・ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ・ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(教示)

裏面のとおり

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条関係）

事業中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者職氏名）
	電話 ー

京都市広告景観づくり補助金交付要綱第9条第3項の規定により事業の <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 一部 の <input type="checkbox"/> 廃止 の承認を申請します。	
名 称	
屋外広告物の設置場所	京都市 区
交付決定日及び通知番号	年 月 日 号
中止・廃止の理由	

注 該当する□には，レ印を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

完了実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者職氏名）
	電話 ー

京都市広告景観づくり補助金交付要綱第10条の規定により屋外広告物の設置が完了したことを報告します。	
名 称	
屋外広告物の設置場所	京都市 区
交付決定日及び通知番号	年 月 日 号
交 付 予 定 額	円
補 助 金 の 精 算 額	
完 了 年 月 日	年 月 日

注1 この申請書には、設置完了写真、請求書及び領収書その他市長が必要と認める図書を添付してください。

注2 補助金の精算額の欄は、実際に事業に要した費用等のうち、京都市広告景観づくり補助金交付要綱第6条各項で定める額を記入してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

広告景観づくり補助金交付額決定通知書

広告景観づくり補助金について、下記のとおり交付額が決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定により通知します。

なお、本事業の成果である物件については、この補助金の目的に沿って、適正に管理してください。

記

行為地の所在及び地番	
行為の内容	
補助金交付決定額	金 円

(教示)

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。